

平成20年度 第5回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表

【再評価】

NO.	事業 種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
1	道路	中国横断自動車道 尾道松江線 (尾道～三次)	中国横断自動車道尾道松江線は、広島県尾道市から島根県松江市に至る延長約137kmの国土開発幹線自動車道であり、山陰圏域と山陽圏域を相互に連絡し産業・経済・文化の一体的な交流発展に資する路線である。	平成9年度 事業化 平成15年度 事業再評価実施	再評価後 5年経過	事業継続	
2	道路	中国横断自動車道 尾道松江線 (三次～三力屋木次)	中国横断自動車道尾道松江線は、広島県尾道市から島根県松江市に至る延長約137kmの国土開発幹線自動車道であり、山陰圏域と山陽圏域を相互に連絡し産業・経済・文化の一体的な交流発展に資する路線である。	平成9年度 事業化 平成15年度 事業再評価実施	再評価後 5年経過	事業継続	
3	道路	中国横断自動車道 姫路鳥取線 (智頭～鳥取)	中国横断自動車道姫路鳥取線は、兵庫県姫路市から鳥取県鳥取市に至る延長約86kmの国土開発幹線自動車道であり、山陰圏域と山陽圏域を相互に連絡し産業・経済・文化の一体的な交流発展に資する路線である。	平成9年度 事業化 平成15年度 事業再評価実施	再評価後 5年経過	事業継続	
4	道路	中国横断自動車道 姫路鳥取線 (佐用～西粟倉)	中国横断自動車道姫路鳥取線は、兵庫県姫路市から鳥取県鳥取市に至る延長約86kmの国土開発幹線自動車道であり、山陰圏域と山陽圏域を相互に連絡し産業・経済・文化の一体的な交流発展に資する路線である。	平成5年度 事業化 平成15年度 事業再評価実施	再評価後 5年経過	事業継続	
5	道路	一般国道373号 志戸坂峠道路	一般国道373号は、兵庫県赤穂市から鳥取県鳥取市に至る延長約70kmの主要幹線道路である。志戸坂峠道路は、岡山県・鳥取県境部の一般国道373号の隘路区間の解消、冬期交通の安全確保を目的とした延長17.9kmの道路である。	昭和52年度 事業化 平成15年度 事業再評価実施	再評価後 5年経過	事業継続	
6	道路	一般国道29号 津ノ井バイパス	一般国道29号は、兵庫県姫路市から鳥取県鳥取市に至る延長約120kmの主要な幹線道路であり、沿線地域の産業・観光や住民の生活に大きな役割を果たす重要な路線である。 津ノ井バイパスは、鳥取市における国道29号の交通混雑の緩和、安全で円滑な交通確保、周辺地域との連携強化を図ることを目的とした延長9.5kmの4車線道路である。	昭和59年度 事業化 平成15年度 事業再評価実施	再評価後 5年経過	事業継続	
7	道路	一般国道9号 東伯・中山道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約730kmの主要幹線道路である。東伯・中山道路は、一般国道9号の混雑緩和、安全・円滑な交通の確保、災害時の緊急輸送道路の代替路としての機能を果たすとともに、山陰地方における高規格道路網の一部を形成する路線で、広域交流の促進及び地域活性化に寄与する延長12.0kmの自動車専用道路である。	平成11年度 事業化	事業採択後 10年経過	事業継続	
8	道路	一般国道9号 松江道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約730kmの主要幹線道路である。松江道路は、一般国道9号の渋滞緩和、安全性の向上、医療活動の支援、魅力ある都市空間の形成などの機能を果たすとともに、山陰地方における高規格道路網の一部を形成する路線で、広域交流の促進及び地域活性化に寄与する延長13.7kmの道路である。	昭和47年度 事業化 平成15年度 事業再評価実施	再評価後 5年経過	事業継続	

NO.	事業 種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
9	道路	一般国道9号 仁摩・温泉津道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約730kmの主要幹線道路である。仁摩温泉津道路は、大田市に魔町から温泉津町内における緊急時の代替路線の確保、現道の隘路区間の解消、観光・医療・物流活動の支援するとともに、山陰地方における高規格道路網の一部を形成する路線で、広域交流の促進及び地域活性化に寄与する延長11.8kmの自動車専用道路である。	平成11年度 事業化 平成15年度 事業再評価実施	再評価後 5年経過	事業継続	
10	道路	一般国道2号 西広島バイパス	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の主要都市を経由し北九州市に至る延長約680kmの主要幹線道路である。西広島バイパスは、広島西部方面から広島市中心部へ流入する交通を円滑に分散・導入させ、慢性的な交通渋滞の緩和を図り、広島市の都市機能を強化するとともに広域的な地域連携強化による周辺都市との一体的な発展に資することを目的として計画された延長19.4kmのバイパスである。	昭和40年度 事業化 平成15年度 事業再評価実施	再評価後 5年経過	事業継続	
11	道路	一般国道2号 広島南道路	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の主要都市を経由し北九州市に至る延長約680kmの主要幹線道路である。広島南道路は、港湾を拠点とする貨物流動や広島中心部の通過交通を適切に処理し、渋滞緩和を図るとともに広域的な地域経済の連携強化するため計画された延長14.8kmのバイパスである。	昭和56年度 事業化 平成15年度 事業再評価実施	再評価後 5年経過	事業継続	
12	道路	一般国道185号 安芸津バイパス	一般国道185号は、広島県呉市から広島県三原市に至る延長約72kmの主要幹線道路である。安芸津バイパスは、道路幅員が狭く、急カーブなど線形不良箇所が多数ある現道において、朝夕の渋滞などを解消し、安全性・利便性の向上による地域経済の活性化・産業活動の効率化などを目的とした延長約6.1kmのバイパスである。	平成11年度 事業化	事業採択後 10年経過	評価 手続き中	